

平成23年度 京都府立大学地域貢献型特別研究 (ACTR) 成果

分類 番号	A6	取組 名称	京都府社会福祉協議会が行っている地域福祉権利擁護事業の一環である金銭管理サービスに関する実態調査・法的観点からの分析と、それを踏まえたより良いサービス方法の提言
研究代表者：		公共政策 学部 (研究科)	職・氏名 : 准教授 瀬々敦子
研究担当者：			
京都府立大学 (瀬々敦子 (敬称略))			
外部分担者・協力者 (京都府社会福祉協議会 福祉部長 秋元正保氏)			
主な連携機関 (所在市町村、機関 (部署) 名)			
京都府内の社会福祉協議会 京都府京都市社協、京都府京都市左京区社協、京都府綾部市社協、京都府木津川市社協 など			
【研究活動の要約】			
判断力の低下した高齢者等の生活をサポートするために地域の社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業の中でも特に利用されている「金銭管理サービス」(ご本人の代わりに銀行等で入出金の手続等を行う)に関する法的問題を調査するために、文献調査や、府外の先進的実践をしている社会福祉協議会や、司法書士会、行政書士会、社会福祉士会等 10 箇所以上の訪問インタビューを行って、問題点を分析し、改善すべき点についての提言を行った。			
【研究活動の成果】			
1. 日常生活自立支援事業そのもの については、とくに京都市内における専門員の負担が、全国的に見ても質量ともに加重であることがあげられる。専門員一人当たりが担当する利用者の数が、全国平均では約 25 人なのに対して、京都市内の社協の専門員は、約 32 人の利用者を一人で担当していることになり、全国平均や京都府下と比べてもその負担は著しく大きいといわざるを得ない。			
2. 法定後見制度への移行の障害 また、利用者が意思能力を完全に喪失し、法定後見制度に移行しなければならない場合にも、①京都府下の専門職後見人の絶対数の不足・偏在、②社協による法人後見もまだ実績がない(京都市社協や綾部市社協は法人後見業務体制を今年度から開始)、③全国と比しても経済的困難の多い利用者(京都市内の利用者の 68%が生活保護世帯)、④首長申立の予算上の制約、成年後見制度利用支援事業が首長申立の場合しか適用されない市町村が多い等の使い勝手の悪さ等の大きな障害があることがわかったが、現場の方々が不利な条件下で犠牲的な努力を重ねていらっしゃることもわかった。			
【研究成果の還元】			
1. 報告書の作成・希望者への配布			
2. 報告会または講演会実施 (日程はそれぞれの団体と調整中)			
(1) 京都府社会福祉協議会			
(2) 京都司法書士会およびリーガルサポート京都支部			
(3) 京都行政書士会			
お問い合わせ先		公共政策 学部 瀬々研究室	職名 : 准教授 瀬々敦子
Tel: 075-703-5166		E-mail: sese@kpu.ac.jp	